

## 第 3 章 計画のめざす方向



## 1 計画の基本理念

前回計画では、障がいのある人もない人も、ともに地域で暮らし、ともに活動できることが本来の姿であるという「ノーマライゼーション<sup>※</sup>」の考えのもと、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが生きがいをもち、気持ちよく、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者福祉施策を推進してきました。

今後も、障がい者が住みなれた地域で健やかにいきいきと暮らしていくことができるよう、障がいのある人もない人もすべての人がお互いに尊重し、ともに生きることができる社会の実現が求められています。

本計画においても、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」の基本理念を継承し、これまでの施策を継続、発展させるとともに、現状の課題や今後予測される課題に対応できるよう、障がい者福祉施策を推進します。

### 基本理念

健やかでやすらぎのあるまちづくり

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

## 2 計画の基本目標

### (1) とともに生きる社会の仕組みづくり

福祉教育や啓発・交流活動等を通じて、お互いに理解し、支え合うことができる地域社会の実現に努めます。また、ボランティア活動の促進、各種団体・関係機関の連携強化、人材の育成等により、障がい者を支えるための仕組みをつくとともに、相談体制の充実や差別の解消、権利擁護を促進することで、障がい者が安心して生活できる地域社会の形成を図ります。

### (2) 暮らしを支えるサービスの充実

誰もが住みなれた地域や居宅で、自立した生活を送ることができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実を図ります。また、支援を必要としている人が、必要なサービスを利用できるよう、多様なサービスの提供体制の確保と整備に努めます。

### (3) 自立と社会参加の支援

障がい者が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、教育、就労、文化・社会活動等を通じた社会参加の促進を図ります。

### (4) 安全・安心のまちづくり

障がい者が住みなれた地域で住み続けることができ、誰にとっても生活しやすいまちとなるよう、公共施設、道路・駅等交通施設のユニバーサルデザイン化や移動支援、防災体制の充実、住まいの確保等に努めます。

### 3 施策の体系

基本理念

健やかでやすらぎのあるまちづくり

基本目標 1：ともに生きる社会の仕組みづくり

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進
- (3) 教育・啓発活動等の推進
- (4) 人材の確保・育成
- (5) 当事者会やボランティア等への支援

基本目標 2：暮らしを支えるサービスの充実

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健・医療の充実
- (3) 経済的な支援の充実

基本目標 3：自立と社会参加の支援

- (1) 保育・療育・教育の充実
- (2) 雇用・就労の促進
- (3) 多様な社会参加の機会づくり

基本目標 4：安全・安心のまちづくり

- (1) まちのユニバーサルデザイン化の推進
- (2) 災害時等の安全確保
- (3) 住まいの確保・整備
- (4) 情報・コミュニケーションの確保及び支援の充実